

報告第1号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月19日提出

豊川市長 山 脇 実

## (建設部関係)

1	専決年月日	平成25年12月2日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	99,000円
	概要	平成25年10月16日午前4時頃、豊川市御津町平野久呂下33番9地先の市道において、相手方の運転する自動車が冠水した箇所に入水して浸水し、当該自動車が破損した。

(消防本部関係)

1	専決年月日	平成25年11月19日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	68,670円
	概要	平成25年9月26日午前10時頃、豊川市伊奈町新町133番2において、消防団員詰所に設置されている消防用ホースの乾燥塔から外れた消防用ホースが相手方の所有するフェンスに当たり、当該フェンスの一部が破損した。